



◎家畜伝染病予防法が 改正されました

～改正のポイント～

- ・口蹄疫等の患畜・疑似患畜として殺処分される家畜については特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて全額を補償します(今までは評価額の4/5)。
※ ただし、通報等の防止措置を怠った者に対しては、補償額を減額、または交付しないことがあります。
- ・家畜の所有者は、日頃から消毒等の衛生対策を適切に実施し、家畜の飼養衛生管理の状況を県へ報告する必要があります。
※ 毎年2月1日時点の状況を4月15日までに報告してください。
なお、平成23年の報告については、下欄を参照してください。
- ・一定の症状(口蹄疫様の症状)を示す家畜を発見した獣医師・所有者は県へ届け出が必要です。
- ・口蹄疫のまん延を防止するためにやむを得ないときは、まだ感染していない家畜についても殺処分を実施し、その場合国は全額を補償します。

○平成23年の報告事項について

10月1日時点の以下の内容を12月15日までに報告してください。

1. 家畜の所有者名・住所(管理者がいる場合は管理者も)
2. 農場の名称・所在地・畜舎名等
3. 家畜の種類・頭羽数

※報告様式は後日送付します。

☆詳細については、後日パンフレット等を配布します。

◎飼養衛生管理基準が見直されました

～主なポイント～

- ◆ 家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう。
- ◆ 「衛生管理区域」を設けましょう。
- ◆ 「衛生管理区域」への病原体の持込みを防止しましょう。
- ◆ 野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう。
- ◆ 「衛生管理区域」の衛生状態を保ちましょう。
- ◆ 家畜の健康観察を行いましょ。
- ◆ 埋却等の準備をしておきましょう。
- ◆ 感染ルート等の早期特定のための記録を作成し、保存しておきましょう。

※「衛生管理区域」とは

- ・病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要な区域。
(畜舎や飼料タンク、飼料倉庫等を含む区域)
- ・柵やロープ、白線、プランター等で他の区域との境界を区分する。
- ・立て看板等で「衛生管理区域」であることを明確にし、不要不急の立ち入りを制限する。

